

令 7 東協発第 421 号
令和 7 年 11 月 10 日

正会員 各位

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二

年商額の自己申告について（ご依頼）

平素は当協会の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会定款施行規則に従って令和 8 年度の協会会費額（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）を決定させていただくため、下記のとおりご案内いたします。

会員の皆様にはご多用のところ恐れ入りますが、ご回答をよろしくお願い申し上げます。

なお、昨年より 自己申告の方法を Web 回答に統一させていただいております。ご回答方法につきましては、添付の回答マニュアルをご参照ください。

記

1 送付物 「年商額の自己申告について（ご依頼）」、「回答マニュアル」

2 留意点 東京都内におけるビルメンテナンス業に係る年商額
(直近の決算期での 1 年間の売上高)

3 回答期限 令和 7 年 12 月 5 日（金）

4 回答方法 Web 回答システム

自己申告フォームから回答できない場合は、soumu@tokyo-bm.or.jp まで
ご連絡ください。

5 備考 会費ご請求の際には、連携法人である（公社）全国ビルメンテナンス協会の会費
(月額 1 万円) を合わせてご請求いたしますことをご承知下さい。

参考（規約抜粋）

○定款

（経費の負担）

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

○定款施行規則

（入会金及び会費）

第 4 条 定款第 7 条〔経費の負担〕の入会金及び会費は、次のとおりとする。

（2）会費（月額）

イ 正会員の会費は、自己申告によるビルメンテナンス業に係わる年商額（東京都内におけるビルメンテナンス業に関する直近の決算期での 1 年間の売上高）を基準として、次のとおり定める。

年商額の基準	会 費（月額）
年商 3 億円未満	16,000 円
年商 3 億円以上	23,000 円
年商 5 億円以上	30,000 円
年商 8 億円以上	36,000 円
年商 12 億円以上	43,000 円

（連携法人の業務）

第 14 条 この法人は、全国協会と連携して下記業務を行う。

（3）全国協会の入会金及び会費の徴収事務を代行し、全国協会に納付すること。

○会員の入退会、倫理等に関する規則

（義務）

第 7 条 略

2 協会会員は、会費算定の基礎となる年商額にかかる自己申告に当たって、その内容を適正なものとしなければならない。

問合せ先：管理課 阿部／森

TEL 03-3805-7555

参考

○主なビルメンテナンス業務

一般清掃、設備管理、警備（施設警備・駐車場警備）、省エネサービス、空気環境測定、水質検査、貯水槽清掃、害虫防除、空調ダクト清掃、排水管清掃、サービス管理（受付案内・電話交換・EV運転など）、防災センター管理、防火管理、プール監視、ベットメイク、マンション管理、建物・設備の補修、雑排水槽の清掃、窓ガラス、外壁洗浄、その他ビルメンテナンス業務

○ビルメンテナンス以外の業務

警備（施設警備・駐車場警備以外）、ビルマネジメント（ビル経営業務の代行）、リフォーム工事、介護サービス、人材派遣、清掃資機材の販売・レンタル、食堂・給食サービス、不動産業、建設業務、廃棄物処理業、設備工事

（公社）全国ビルメンテナンス協会 実態調査より